

公立大学法人会津大学における公的研究費の使用に関する行動規範

(平成27年3月31日制定)

公立大学法人会津大学（以下、「本学」という。）は、公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程に基づき、公的研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学の教職員その他本学の公的研究費の管理及び運営に関わる者（以下、「教職員等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 教職員等は、公的研究費は本学が管理する公的な資金であることを認識し、適正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、関係法令や本学が定める規程等を遵守しなければならない。
- 3 公的研究費の配分を受ける研究者は、研究計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 4 公的研究費の事務を担当する職員等は、研究活動の特性を理解し、事務処理を適正かつ効率的に行わなければならない。
- 5 教職員等は、相互に連携し、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 6 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、特定の取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。
- 7 教職員等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き等の理解に努めなければならない。
- 8 教職員等は、関係法令や本学が定める規程等に違反して、不正を行った場合は、法的な責任及び本学や資金配分機関の処分を負担しなければならない。